

木津川市男女共同参画審議会について

平成19年に制定した「木津川市男女共同参画推進条例」に基づいて、「木津川市男女共同参画審議会」を設置しています。審議会は幅広い観点からの意見を市の施策に反映させるために設置された市長の諮問機関です。

1. 職務

- ①市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること、男女共同参画の推進に関する事項について意見を述べること。
(条例第20条第1項、同条第2項)
- ②男女共同参画基本計画の策定又は見直しに当たって意見を述べること。
(条例第9条第2項、同条第4項)
- ③市の男女共同参画の推進に関する施策等について苦情等の申出に関する意見を述べること。(条例第19条第2項)
※条例：木津川市男女共同参画推進条例

2. 組織

- ・審議会は学識経験者、各種団体の代表者、市民など、その他市長が適当と認める者10人以内で構成します。
- ・男女双方の意見を反映させるため、委員の構成は一方の性が4割未満にならないようにします。
- ・広く市民の意見を反映するために委員の一部を公募します。

3. 任期

2年間

4. 会長・副会長

審議会に会長および副会長を置き、委員の互選によって決定します。

5. 会議

会議は会長が召集し、原則公開とします。

6. 庶務

審議会の庶務は市民部人権推進課において処理します。